4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、道路幅員が狭小で自転車歩行車道が設置されていないため歩行者等が危険にさらされており、歩行者等の交通が自動車交通と分離されていないため慢性的な交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期にこのような状況の緩和を図る必要があると認められる。

また、徳島市等より、本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　徳島県徳島市役所

○九州地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十日

九州地方整備局長　岡本　博

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐伯市弥生大字江良字江良一〇六六番四から同市弥生大字江良字石原九三六番一まで	前	八・八〇～一一・五〇メートル	〇・五五五キロメートル
	後	一四・二〇～二二・四〇メートル	〇・五五五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神埼市神埼町姉川字十一本杉一七二三番三から同市神埼町姉川字十二本松二一〇〇番まで	前	九・〇～一一・〇メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	二五・二五～四一・八〇メートル	〇・六〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
十号	佐伯市弥生大字江良字江良ノ前二〇五七番一から同市弥生大字江良字石原九三七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月十日

人事異動

内閣

（やらたま地方裁判所判事兼やいたま家庭裁判所判事）判事　栗田　健一

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（九月四日）

内閣府

（国際平和協力本部事務局次長）

内閣府事務官　豊田　硬

国際平和協力本部事務局長高田稔久海外出張不在中同事務局長事務代理を命ずる（九月五日）

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　古西　真

内閣府事務官（大臣官房参事官）に併任する（九月七日）

農林水産省

（総合食料局総務課長補佐）

農林水産事務官　増井　国光

総合食料局食品産業振興課外食産業室長に昇任させる

（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室長）同　谷村　栄二

総合食料局食品産業企画課付に配置換する

（総合食料局食品産業振興外食産業室長）同　仙台　光仁

総合食料局食品産業振興課付に配置換する（以上九月九日）

国土交通省

（北海道開発局付）国土交通技官　川村　和幸

辞職を承認する（八月三十一日）

（国土地理院参事官）国土交通技官　賢司

（北海道開発局付）同　木下　恒松　浩

（北海道開発局稚内開発建設部長）同　熊谷　守晃

（福岡航空交通管制部次長）同　岩下　正光

辞職を承認する（各通）

（大臣官房付）同　吉兼　秀典

国土地理院参事官に昇任させる

（北海道開発局開発監理部情報管理室長）同　堀内　宏

北海道開発局稚内開発建設部長に転任させる

（高松空港事務所長）同　小林　市郎

関西空港事務所次長に転任させる

（航空局管制保安部運用課長補佐）同　塚田　博行

高松空港事務所長に転任させる

（札幌航空交通管制部先任航空管制官）同　安田　弘

福岡航空交通管制部次長に昇任させる（以上九月一日）

（東北地方整備局副局長）国土交通技官　河﨑　和明

辞職を承認する

（港湾局振興課長）同　宮本卓次郎

東北地方整備局副局長に昇任させる

（中部地方整備局港湾空港部長）同　田邊　俊郎

港湾局振興課長に転任させる

（中部地方整備局名古屋港湾事務所長）同　春日井康夫

中部地方整備局港湾空港部長に転任させる

（道路局国道・防災課道路防災対策室長）同　渡邊　和重

中部地方整備局名古屋港湾事務所長に転任させる（以上九月四日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月八日午後零時四十二分御出門、更生保護制度施行六十周年記念全国大会に御臨席のため、東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同二時四分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ギニアビサウ国大統領マラム・バカイ・サーニャ閣下の大統領就任につき、九月八日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月九日タジキスタン国の独立記念日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

福島地方法務局所属公証人須藤浩克は願により公証人を免ぜられた。（九月一日）

東京法務局所属公証人牧野雄一は願により公証人を免ぜられた。

杉本一重は公証人に任命され、東京法務局所属元公証人牧野雄一の後任を命ぜられた。（以上九月二日）（法務省）